

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条第1項の規定により、次のとおり市道路線を認定及び廃止する。

平成21年2月18日提出
川崎市長 阿 部 孝 夫

1 認定

整 理 番 号	図 面 番 号	路 線 名	起 終	点 点	
1	1	久 末 第250号線	高津区久末 高津区久末	84番 84番	9先 8先
2	2	有 馬 第337号線	宮前区東有馬2丁目 宮前区東有馬2丁目	2788番 2788番	14先 14先
3	3	犬 蔵 第19号線	宮前区犬蔵1丁目 宮前区犬蔵1丁目	1176番 1176番	4先 8先
4	4	神木本町 第168号線	宮前区神木本町2丁目 宮前区神木本町2丁目	1769番 1795番	3先 2先
5	5	西 生 田 第164号線	多摩区西生田5丁目 多摩区西生田5丁目	6673番 6633番	4先 15先
6	5	西 生 田 第165号線	多摩区西生田5丁目 多摩区西生田5丁目	6637番 6636番	5先 19先
7	5	西 生 田 第166号線	多摩区西生田5丁目 多摩区西生田5丁目	6636番 6636番	30先 46先
8	5	西 生 田 第167号線	多摩区西生田5丁目 多摩区西生田5丁目	6636番 6636番	25先 33先
9	5	西 生 田 第168号線	多摩区西生田5丁目 多摩区西生田5丁目	6636番 6636番	19先 57先
10	6	宿 河 原 第286号線	多摩区宿河原6丁目 多摩区宿河原6丁目	798番 798番	1先 1先

1 1	6	宿 河 原 第 2 8 7 号線	多摩区宿河原 6 丁目	8 0 1 番	3 先
			多摩区宿河原 6 丁目	7 9 8 番	1 先
1 2	7	枅 形 第 1 9 9 号線	多摩区枅形 4 丁目	3 5 4 9 番	4 先
			多摩区枅形 4 丁目	3 6 7 3 番	1 先
1 3	8	向 原 第 1 号線	麻生区向原 2 丁目	1 7 番	1 4 先
			麻生区向原 2 丁目	1 7 番	1 4 先
1 4	9	高 石 第 3 0 9 号線	麻生区高石 5 丁目	2 1 2 番	5 先
			麻生区高石 5 丁目	2 1 1 番	1 2 先
1 5	1 0	片 平 第 3 2 4 号線	麻生区片平 6 丁目	6 番	1 先
			麻生区片平	1 7 7 5 番	1 先

2 廃止

整 理 番 号	図 面 番 号	路 線 名	起 終	点 点	
1 6	1 1	神木本町 第 1 4 号線	宮前区神木本町 2 丁目	1 8 0 2 番	6 先
			宮前区神木本町 2 丁目	1 7 6 9 番	3 先
1 7	1 2	西 生 田 第 1 2 3 号線	多摩区西生田 5 丁目	6 6 3 7 番	4 先
			多摩区西生田 5 丁目	6 6 6 5 番	1 3 先
1 8	1 3	高 石 第 2 0 5 号線	麻生区高石 5 丁目	2 1 2 番	4 先
			麻生区高石 5 丁目	2 1 2 番	1 先
1 9	1 3	高 石 第 2 1 1 号線	麻生区高石 5 丁目	2 1 7 番	1 先
			麻生区高石 5 丁目	2 1 6 番	先
2 0	1 3	高 石 第 2 1 2 号線	麻生区高石 5 丁目	2 1 5 番	2 先
			麻生区高石 5 丁目	2 1 5 番	2 先
2 1	1 3	高 石 第 2 1 3 号線	麻生区高石 5 丁目	2 1 3 番	4 先
			麻生区高石 5 丁目	2 1 4 番	先
2 2	1 3	高 石 第 2 1 4 号線	麻生区高石 5 丁目	2 1 3 番	3 先
			麻生区高石 5 丁目	2 1 5 番	1 先
2 3	1 4	片 平 第 6 5 号線	麻生区片平 6 丁目	6 番	1 先
			麻生区片平	1 7 7 7 番	先

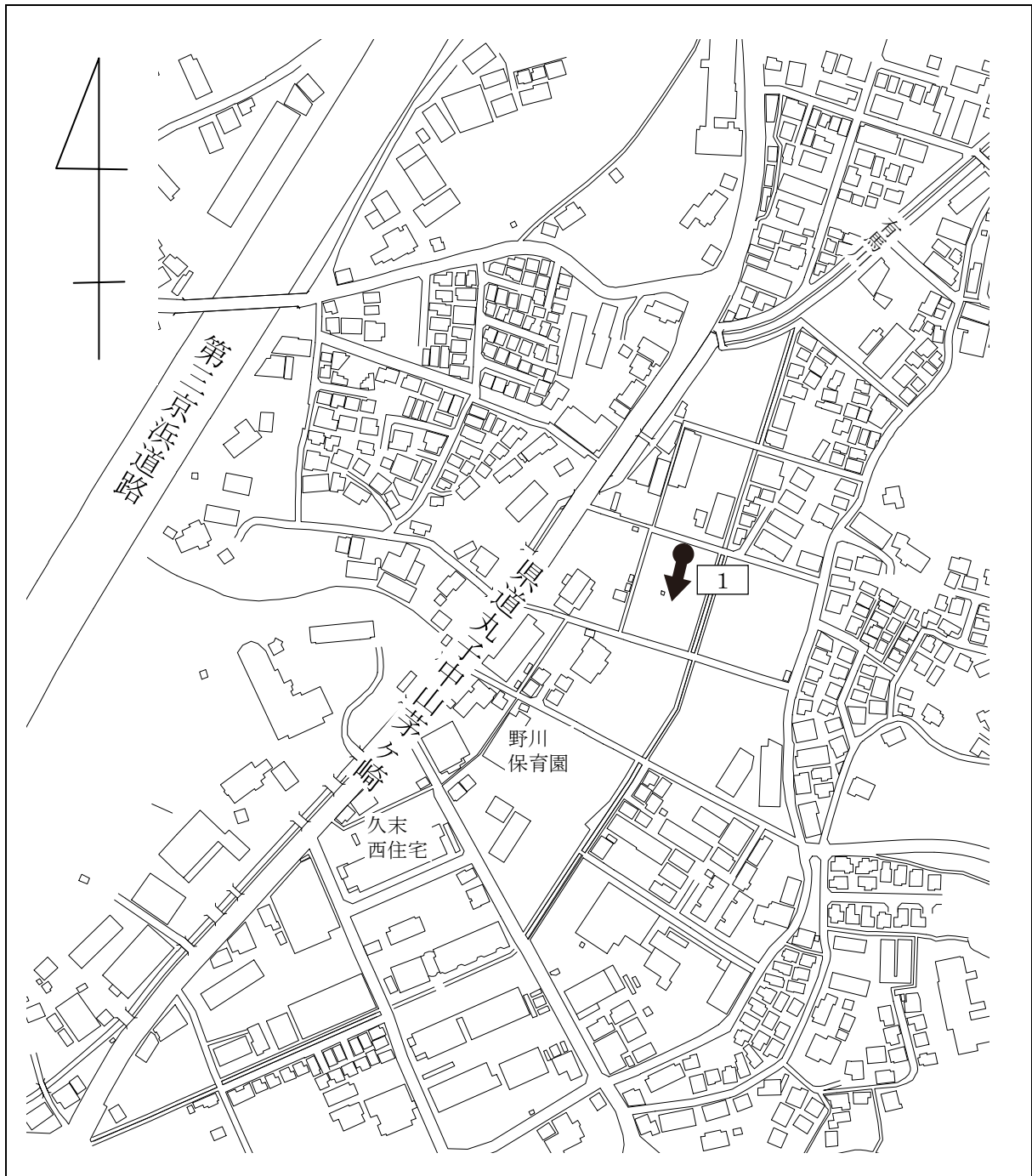
認 定 理 由

図面番号①

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（高津区久末地内）

整理番号 1



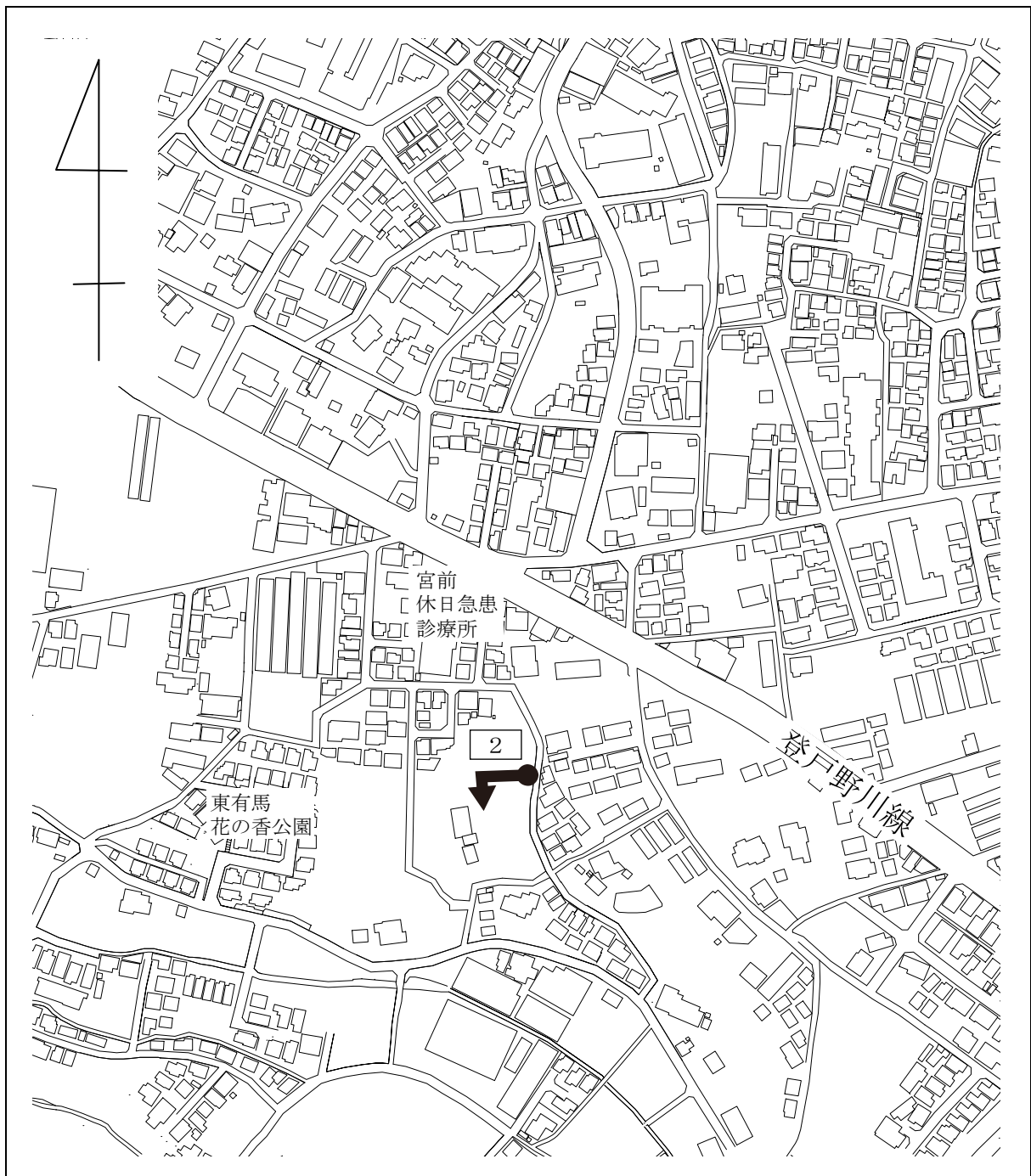
認 定 理 由

図面番号②

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区東有馬 2 丁目地内）

整理番号 2



認 定 理 由

図面番号③

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区犬蔵1丁目地内）

整理番号 3



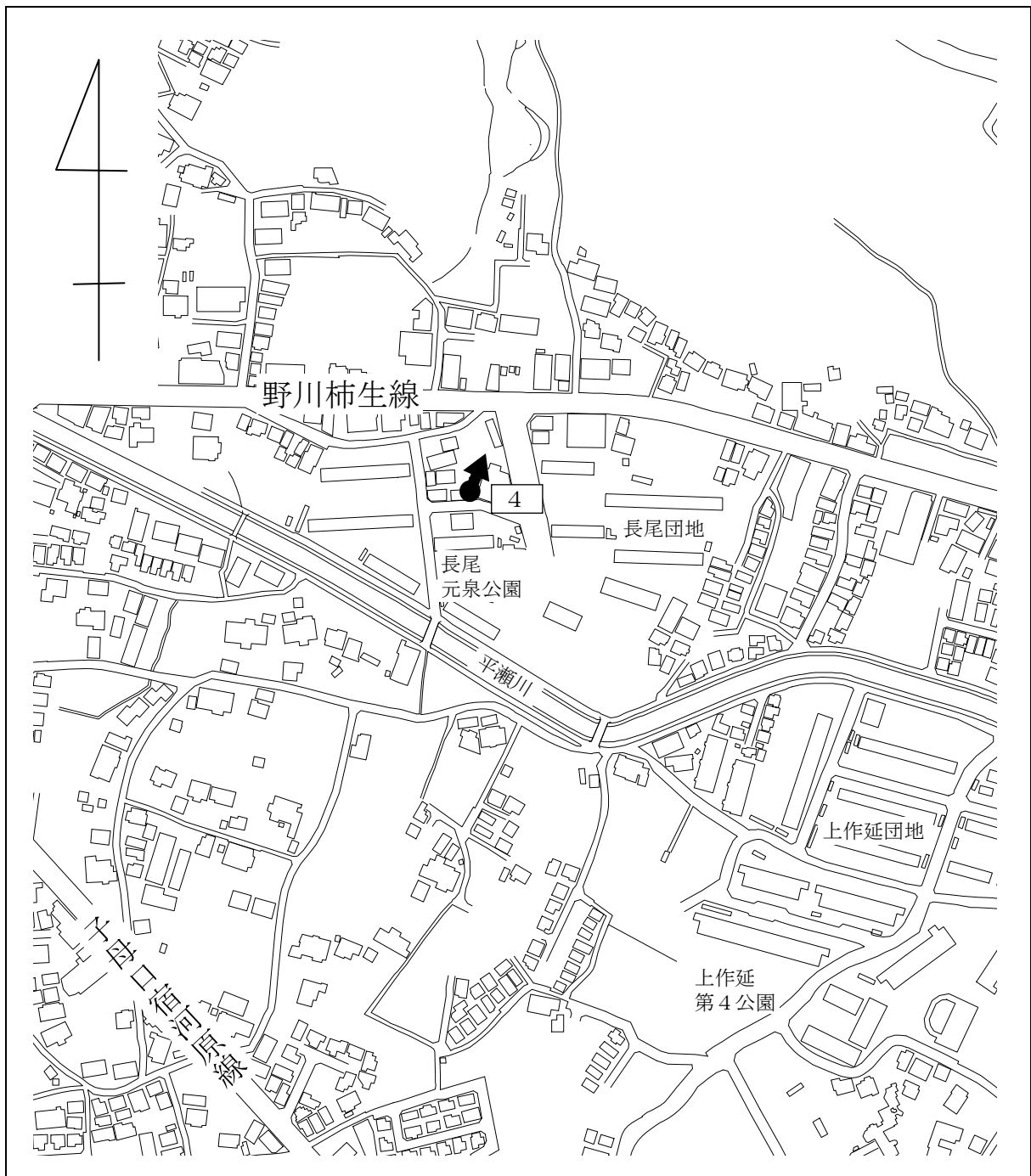
認 定 理 由

図面番号④

本箇所は、路線整理のため、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区神木本町2丁目地内）

整理番号 4



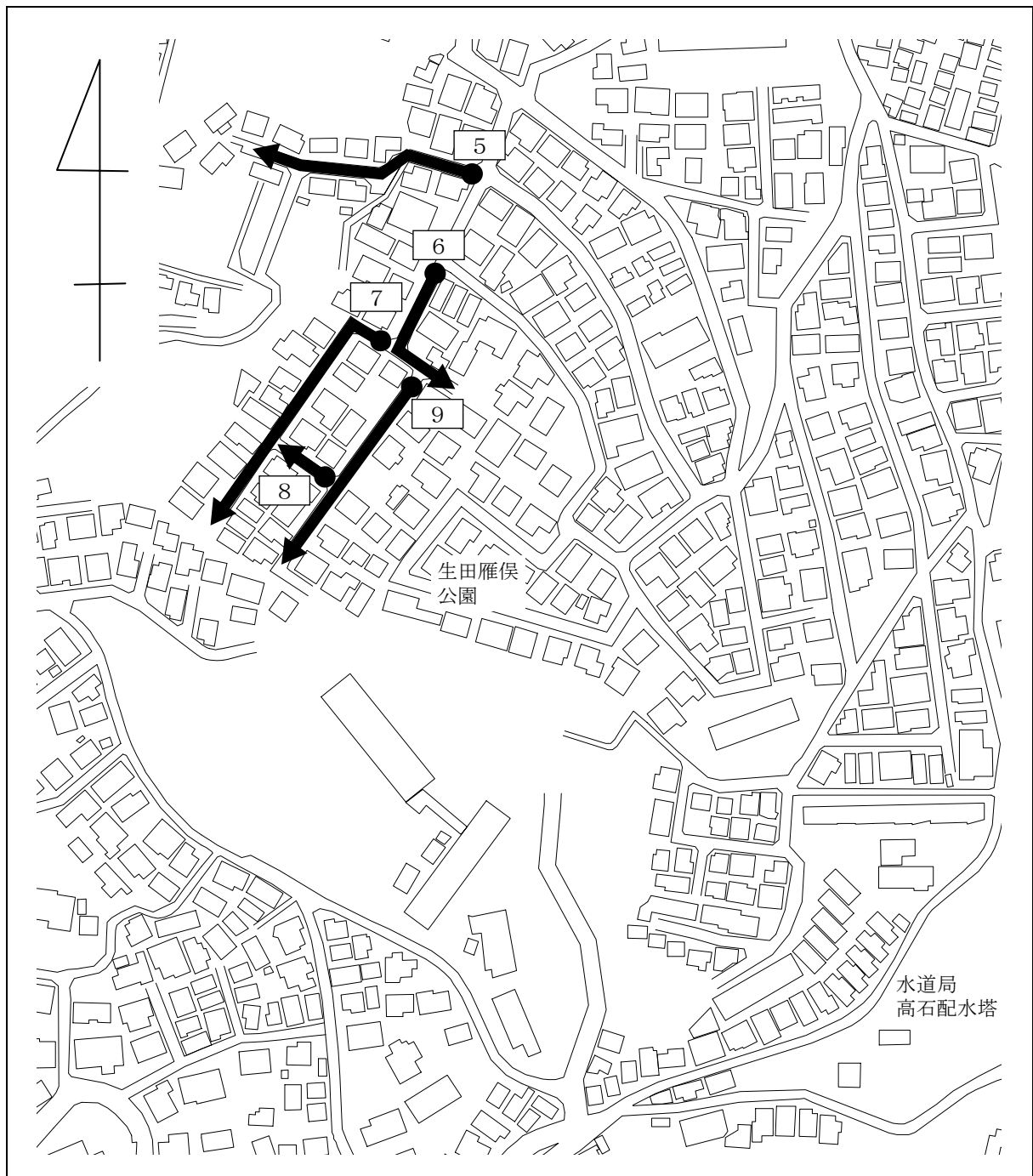
認 定 理 由

図面番号⑤

本箇所は、測量助成適用団地内の道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区西生田5丁目地内）

整理番号5～9



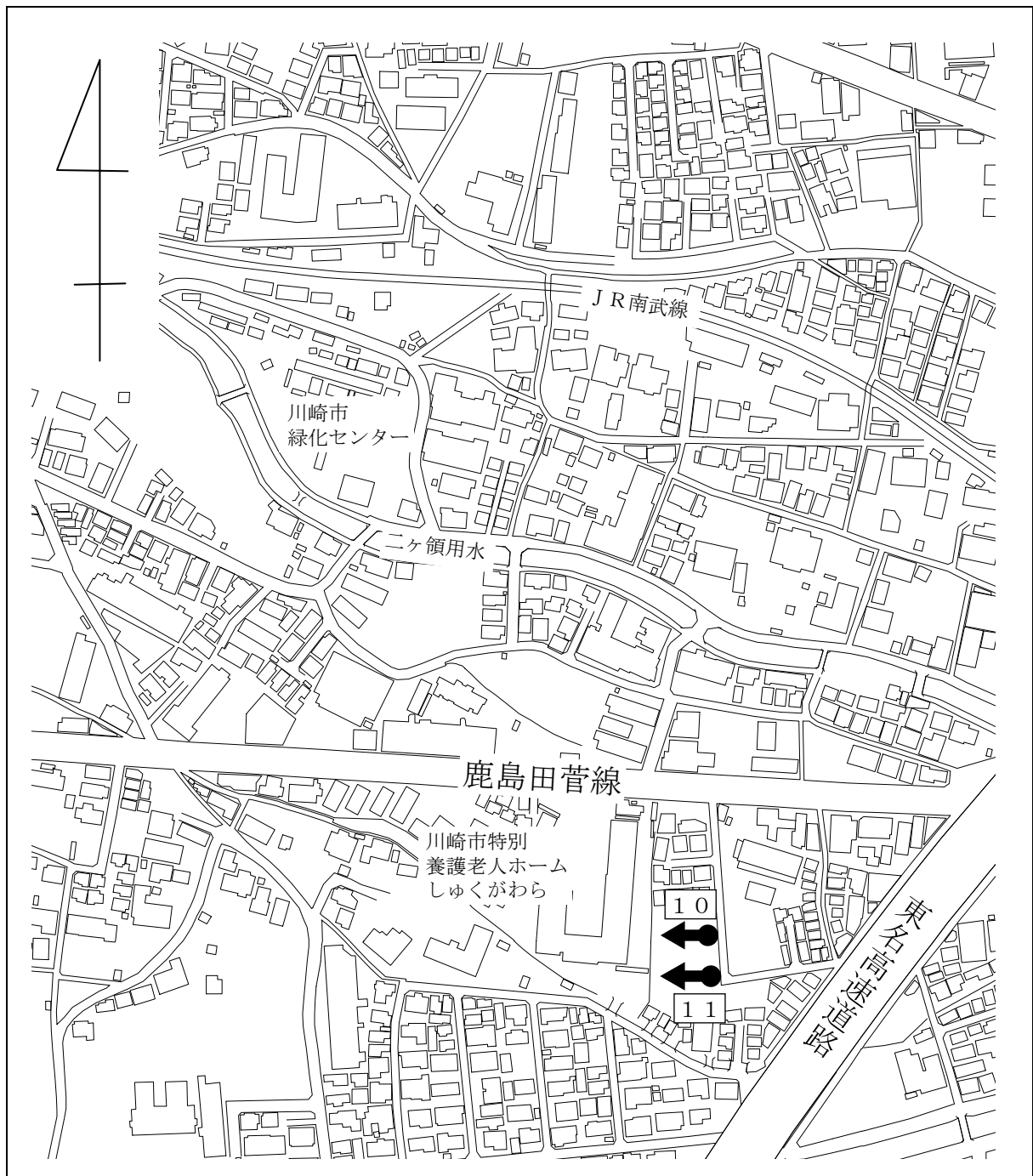
認 定 理 由

図面番号⑥

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区宿河原 6 丁目地内）

整理番号 1 0、1 1



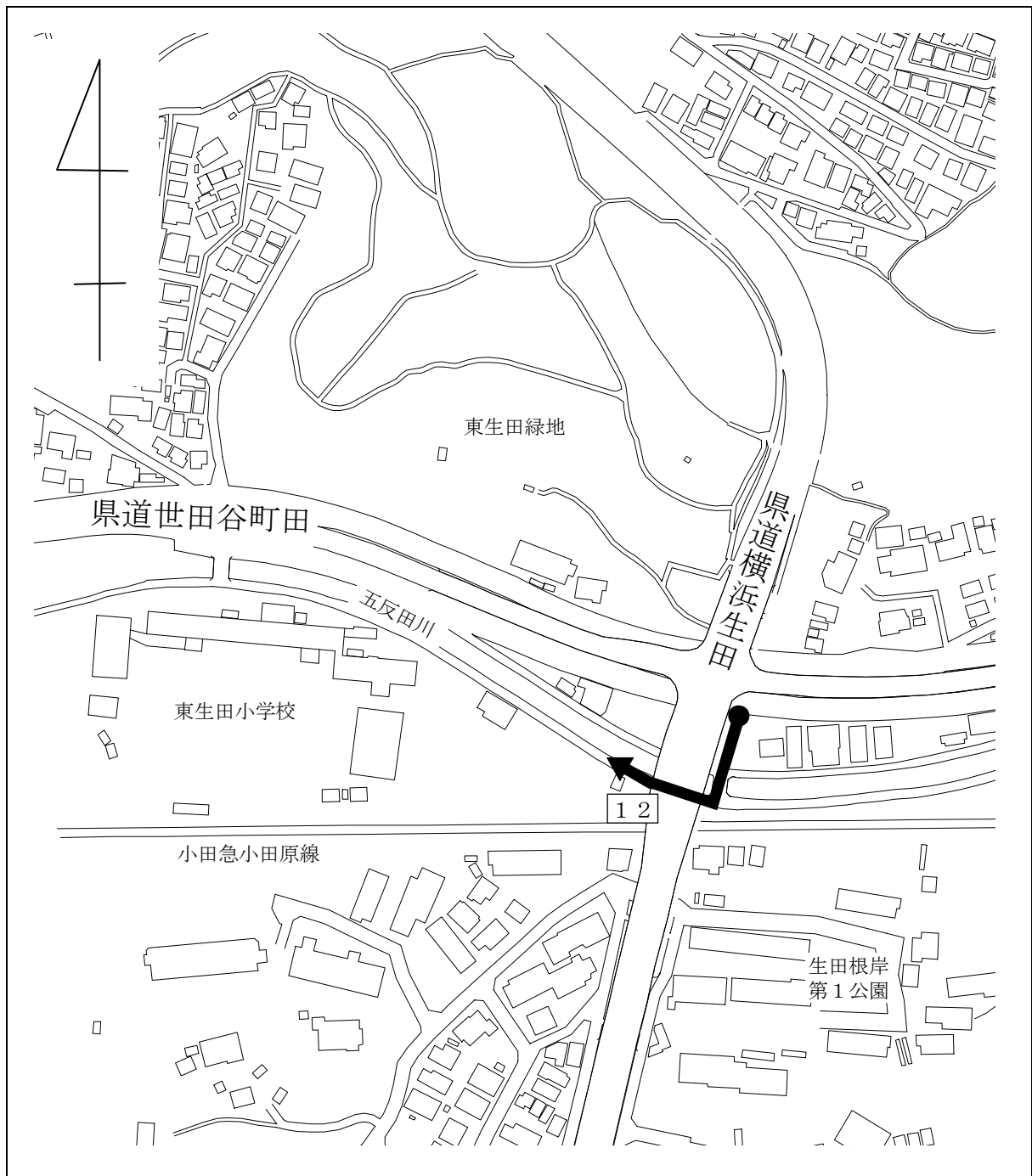
認 定 理 由

図面番号⑦

本箇所は、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区枳形4丁目地内）

整理番号 1 2



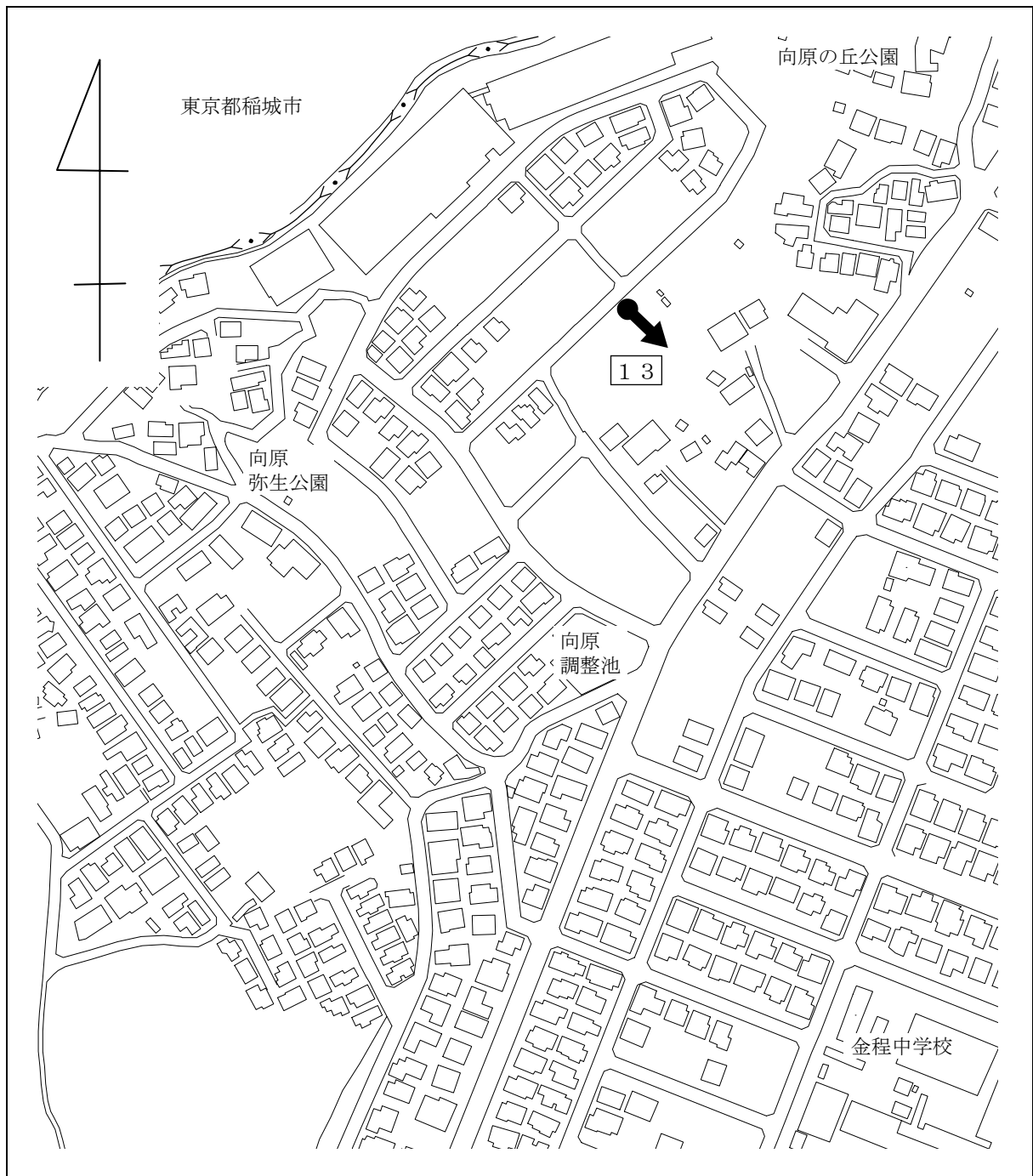
認 定 理 由

図面番号⑧

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区向原 2 丁目地内）

整理番号 1 3



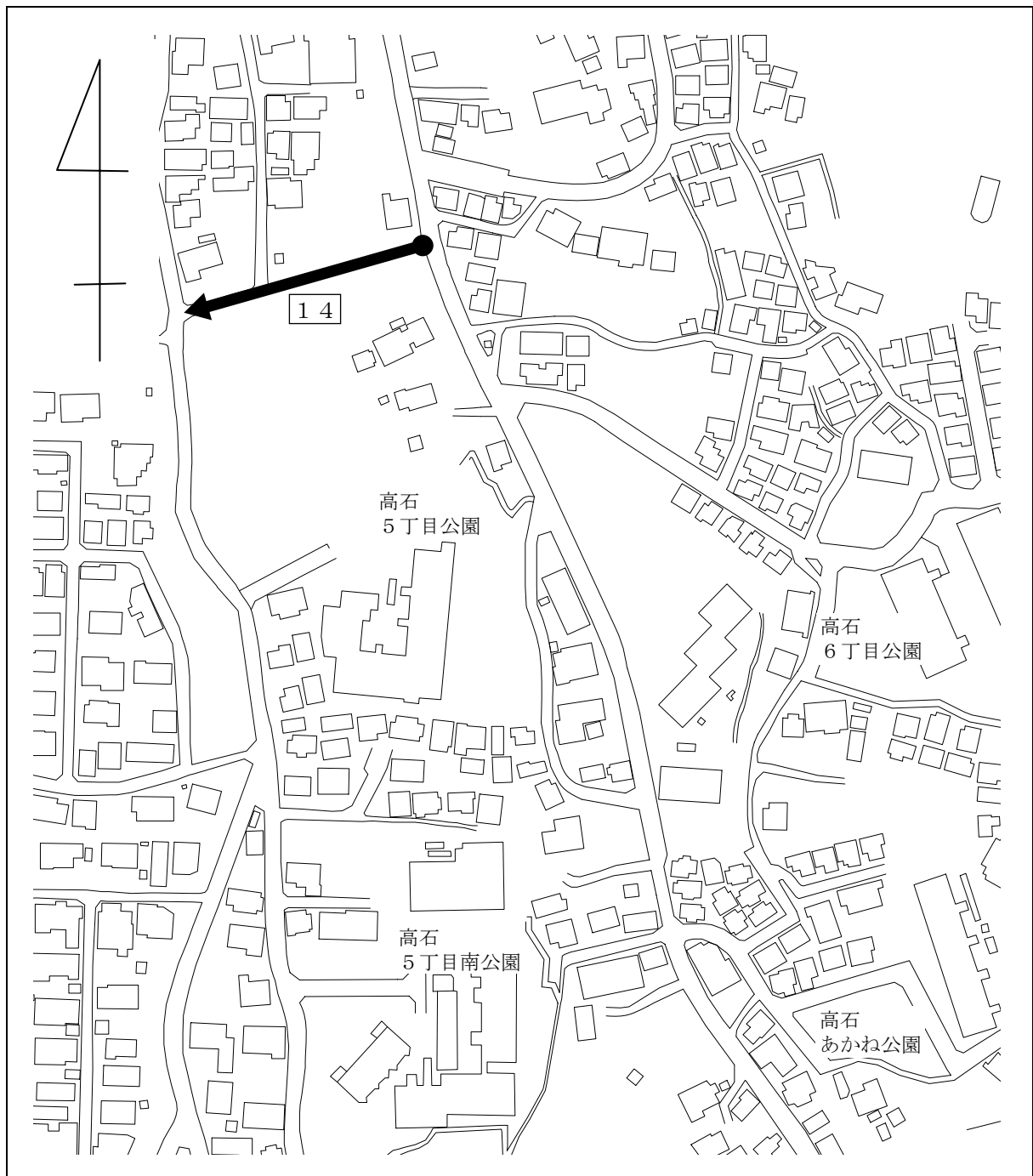
認 定 理 由

図面番号⑨

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区高石 5 丁目地内）

整理番号 1 4



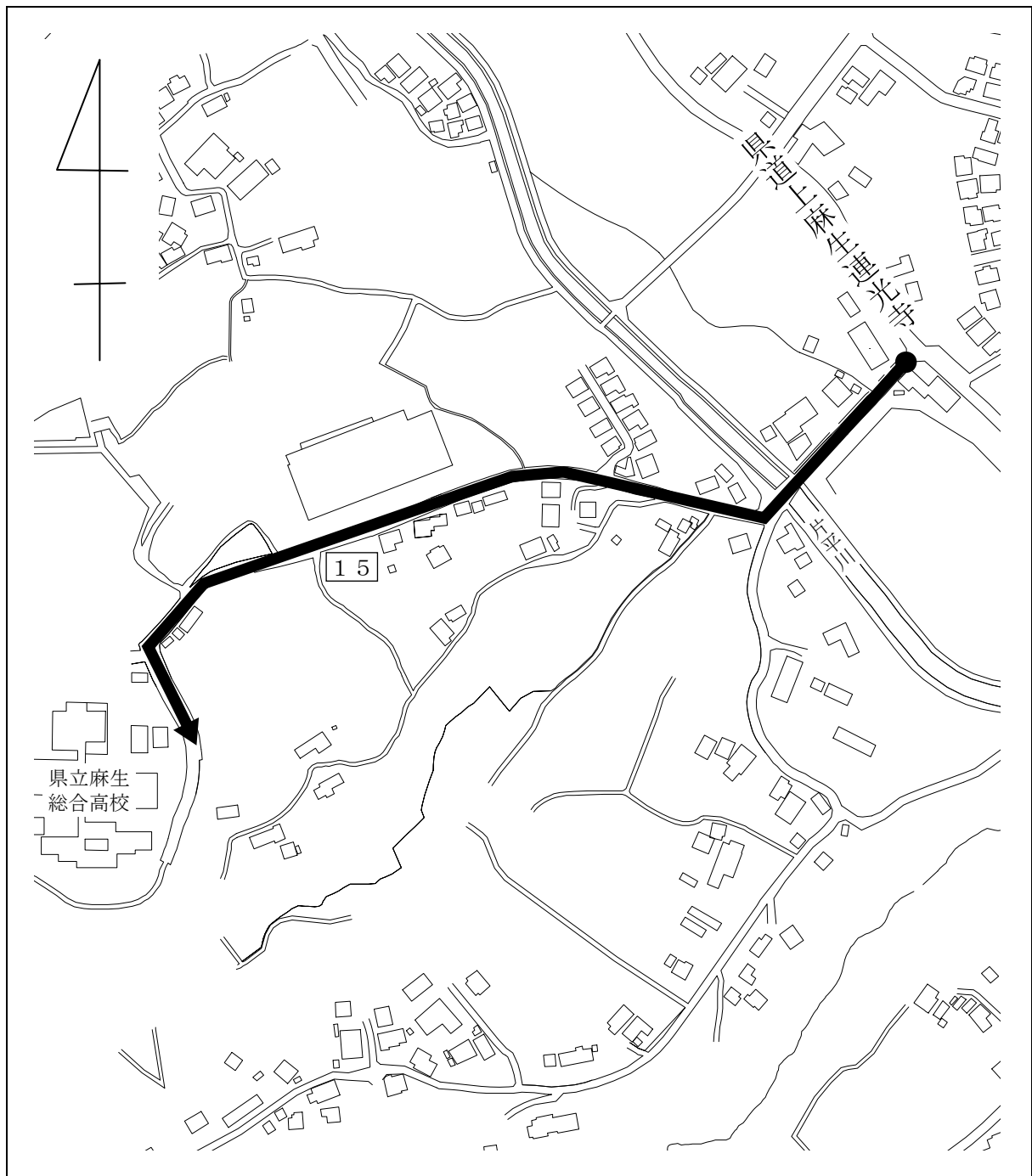
認 定 理 由

図面番号⑩

本箇所は、学校建設事業等により整備された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区片平、片平6丁目地内）

整理番号15



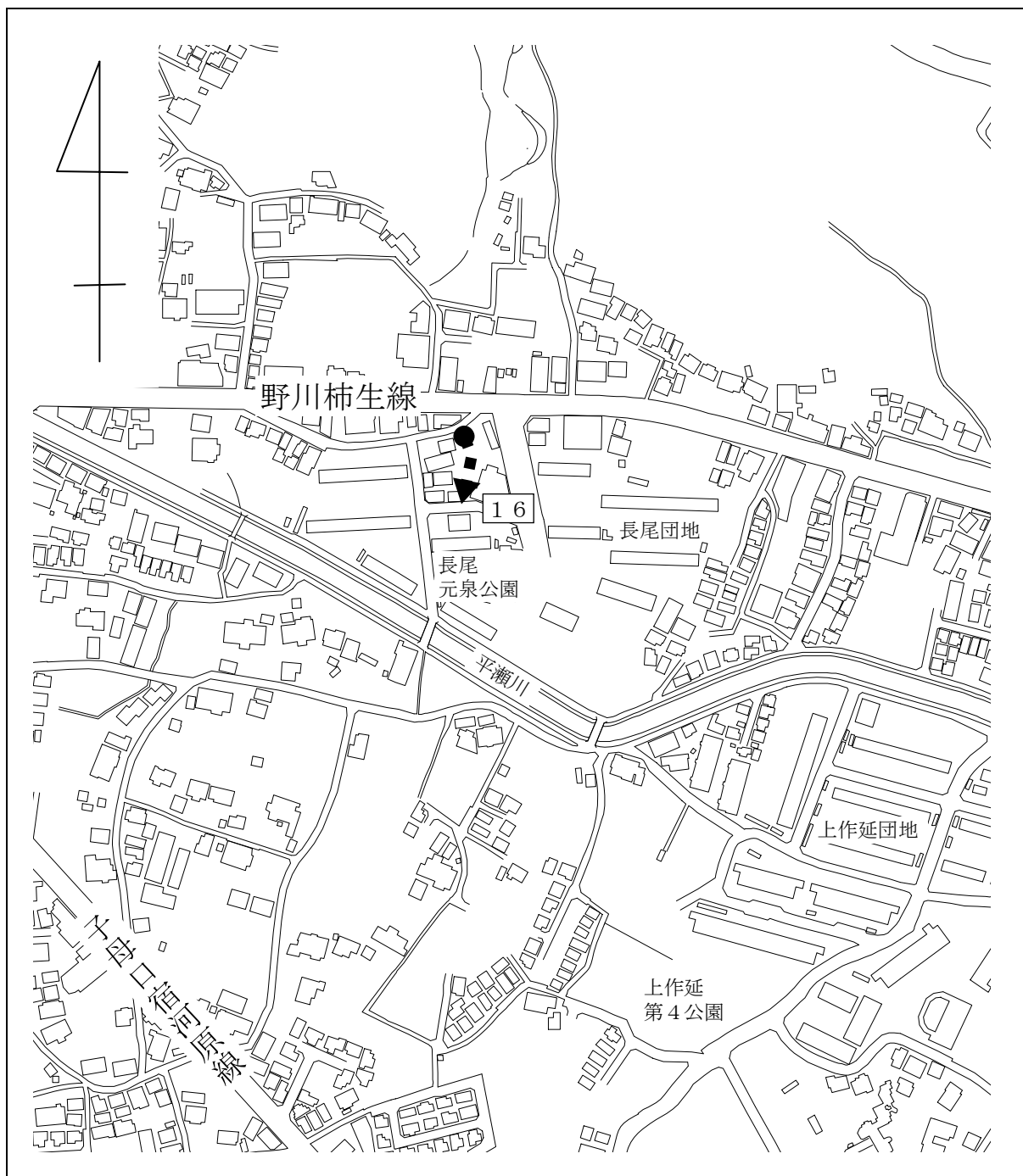
廃止理由

図面番号⑪

本箇所は、路線の一部が一般交通に利用されていないので、これを廃止したい。

見取図（宮前区神木本町2丁目地内）

整理番号 1 6



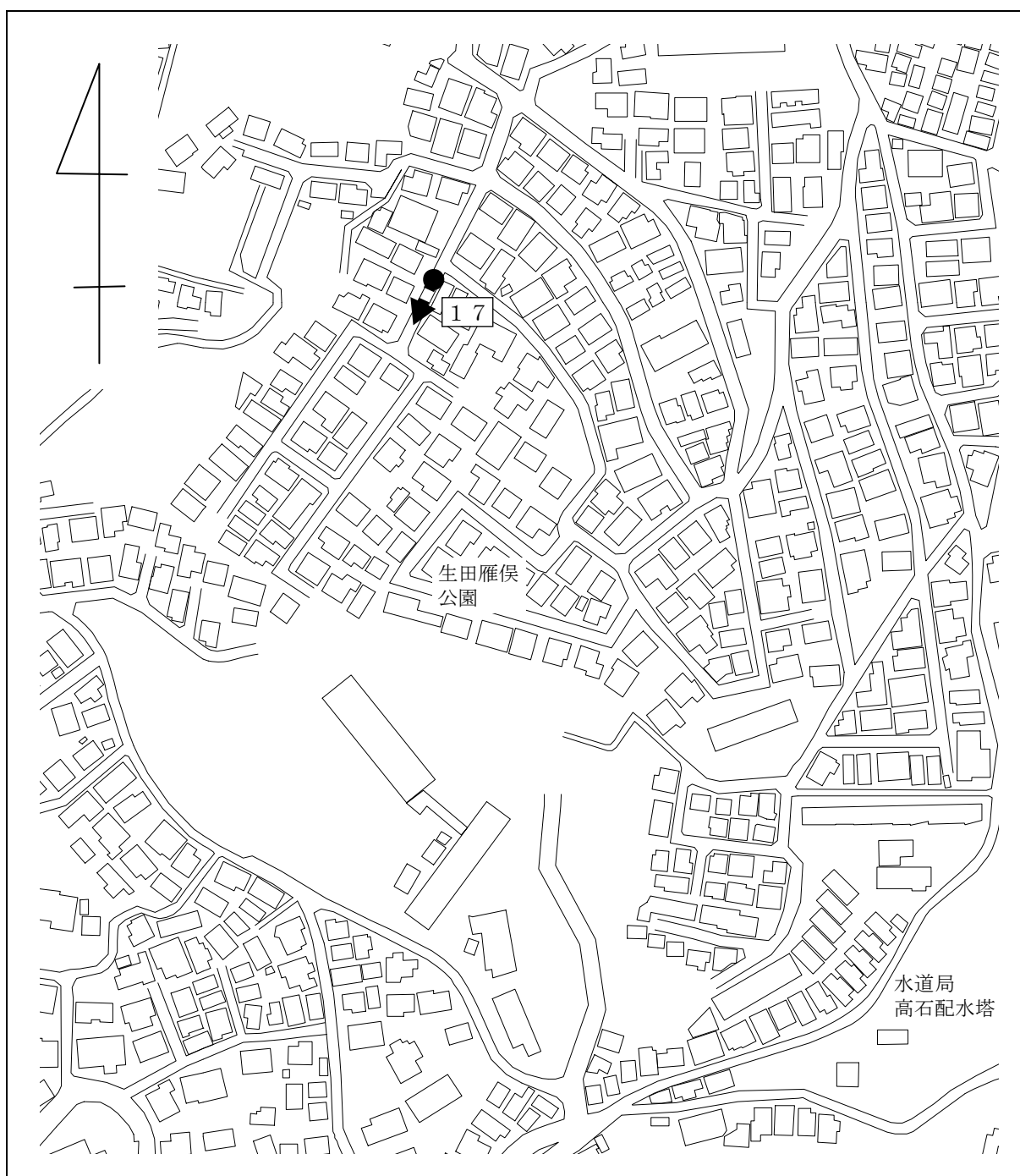
廃止理由

図面番号⑫

本箇所は、測量助成適用団地内で、道路が新設され、路線が重複することになるので、これを廃止したい。

見取図（多摩区西生田５丁目地内）

整理番号１７



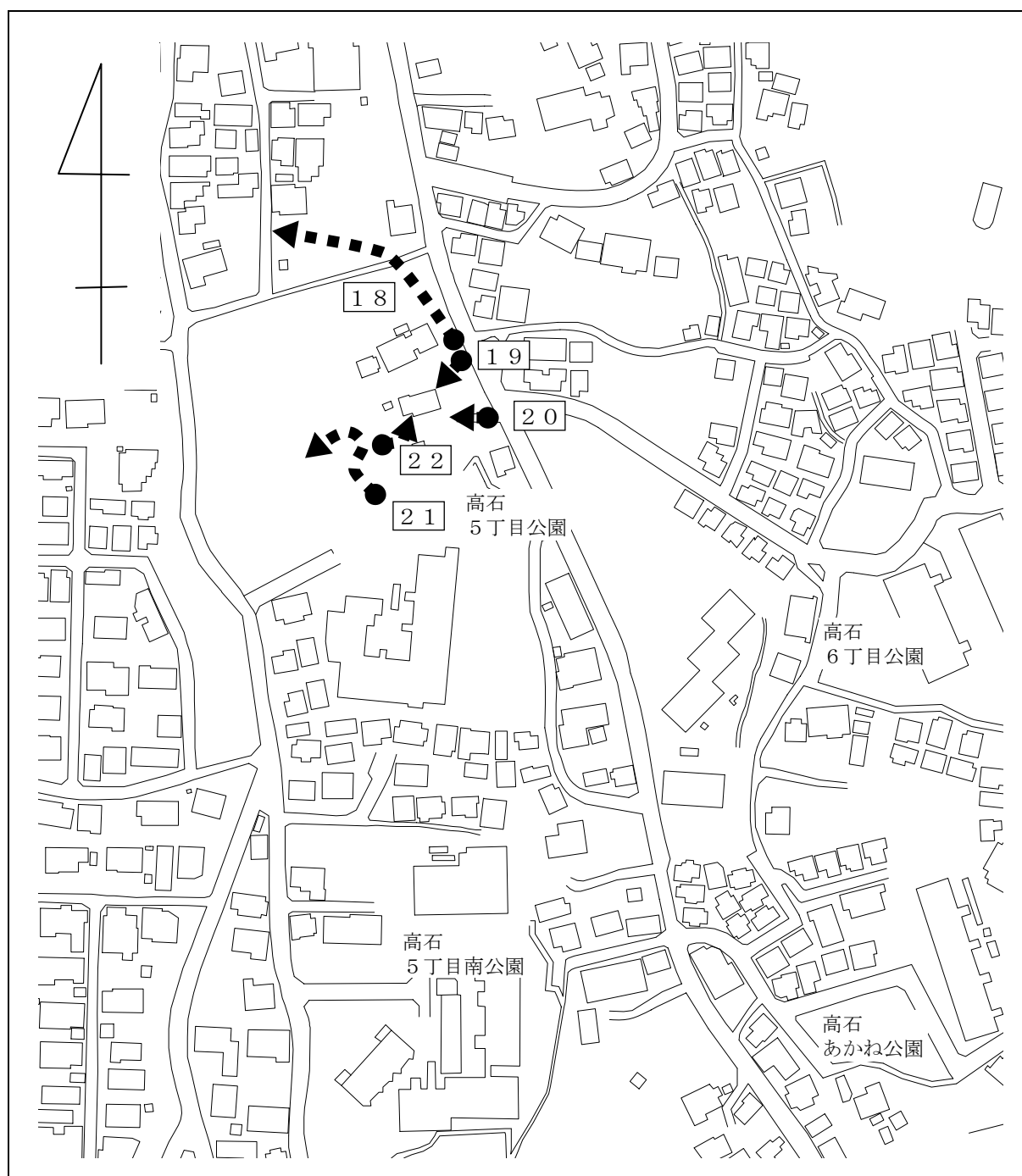
廃止理由

図面番号⑬

本箇所は、宅地造成事業により従前の道路に替えて道路が新設され、不用となったので、これを廃止したい。

見取図（麻生区高石5丁目地内）

整理番号18～22



廃止理由

図面番号⑭

本箇所は、学校建設事業等により道路が整備され、路線が重複することになるので、これを廃止したい。

見取図（麻生区片平、片平6丁目地内）

整理番号23

